

2020年4月9日号

国内外における新型コロナウイルスの影響まとめ（速報・その6）

はじめに

4月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発出され、国内の感染対策は新たなフェーズに入りました。多くの海外地域においては厳格な外出制限や営業禁止等のロックダウン措置が継続している一方、4月8日には中国武漢市の封鎖が解除されるなど、一部地域においては収束に向けた兆しも見え始めています。

本ニュースレターでは当事務所の海外オフィスと連携して速報ベースで各国の方針や影響拡大状況の概要につきお知らせ致します。なお、本ニュースレターは感染拡大が続く間、不定期に配信していきたくと思いますが、同感染症の拡大状況については日々状況が変化している中、本ニュースレターの内容がその後変更・更新されている可能性については十分ご留意の上参照ください。本ニュースレターの内容は、特段記載のない限り、日本時間 2020年4月8日夜時点 で判明している情報に基づいています。

本号で取り上げる対象国：[日本](#)、[中国](#)、[米国](#)、[欧州全般](#)、[ドイツ](#)、[英国](#)、[シンガポール](#)、[インドネシア](#)、[ベトナム](#)、[インド](#)、[タイ](#)、[フィリピン](#)、[マレーシア](#)、[ミャンマー](#)

国内（塩崎彰久弁護士：akihisa_shiozaki@noandt.com）

全体概況 死亡者：80人、感染者数（累計）：3,906人（4月7日現在）

4月7日、7つの都府県を対象として、新型インフルエンザ等緊急事態宣言が発出された。これにより従来政府及び都道府県知事が行ってきた様々な自粛要請に法的根拠が与えられたことに加え、対象地域では施設の使用制限に係る要請・指示・公表等ができるようになった¹。東京都においては、新型インフルエンザ特措法第45条第1項の外出自粛要請に加え、一定の業種や施設につき休業・利用制限を要請する考えを示しており、国側との調整を経て、近日中に基準が発表される見込みである²。また、対象地域以外の一部の自治体からは来県の自粛等を求める声も上がっており、国内出張等の際にもこれまで以上の配慮が求められる。

これまで企業の役職員の新型コロナウイルスへの罹患については概ね個人の問題として捉えられる傾向があったが、特措法上の様々な要請の発令を踏まえ、今後は社内で適切な在宅勤務体制や感染拡大措置をとらず、集団感染等が生じた場合には、従業員への安全配慮義務やコンプライアンスの観点から企業姿勢を問われるリスクが高まっている点に留意が必要である。

主な政府発表

- ・新型インフルエンザ等緊急事態宣言（4月7日・首相官邸）³

¹ 特措法上の様々な措置の法的根拠については、当事務所の過去2回のニュースレター（速報・その4及びその5）を参照されたい。

² <https://www.ryutsuu.biz/government/m040753.html>

³ https://www.kantei.go.jp/jp/98_abe/statement/2020/0407kaiken.html

- ・東京都知事会見（4月6日⁴、同7日⁵・東京都庁）
- ・新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（4月7日・新型コロナウイルス感染症対策本部）⁶

企業の予防責任

政府から新型インフルエンザ等緊急事態宣言が発出され、従来の総理大臣や都知事からの外出自粛要請等に一定の法的根拠が与えられるに至った。なお、これらはいくまで「要請」であり罰則等の強制力を伴う措置ではないものの、各企業における感染予防対策の十分性・適切性について、より厳格に対応責任・説明責任が問われようになる可能性が高いため留意が必要である。

(1) 安全配慮義務

企業はその従業員等の健康保持につき安全配慮義務を負うところ、適切な感染予防措置をとらないことはこの安全配慮義務に反する可能性がある⁷。

裁判例では、「何らかの原因によって何らかの疾病に罹患することによって健康被害が発生する場合は、医学的知見等を踏まえ、特定の状況において特定の疾病が発生する蓋然性が高いと認められる場合に、はじめて予見可能性を肯定することができる。」⁸とされている。さらに、別の裁判例では、予見可能性の有無の判定においては法令の整備状況、国内外の知見による危険性、医学的知見の確立、新聞報道等の事実関係を考慮するとされている⁹。

緊急事態宣言に基づく要請は法的義務を課すものではないとはいえ、今後会社の役職員等に感染者が発生した場合には、社内の教育・注意喚起の方法、テレワークへの切替えの範囲及び出勤従業員への感染予防措置の導入につき、会社として十分な対応をとっていたか、これまで以上に厳しく問われるであろう点に留意が必要である。

(2) レピュテーションリスク

適切な感染予防措置をとらずに感染が拡大してしまった場合、当該企業には安全配慮義務違反という法的リスクだけでなく、世間からのバッシングに遭う可能性がある。

慶応大学付属病院の医師らが会食をしたため感染が拡大した事例¹⁰、岐阜大学付属病院の医師がナイトクラブに出入りして感染した事例¹¹や京都産業大学の学生らが会食をしたため感染が拡大した事例¹²では、いずれも各病院・大学はHP上での事実関係の公表及び謝罪に追い込まれており、企業不祥事に類似した対応をとるに至っている。

緊急事態宣言の発出に伴い、企業の感染予防対応に対する社会規範が厳格化することが予想される中、各企業においては、業態に応じて適切かつ十分な感染予防措置をとるだけでなく、従業員が不適切な行動をしないよう、従業員に対し感染予防の意識を浸透させることも重要である。

渡航情報

1. 日本から外国への主な渡航制限¹³（4月7日現在）

全世界にレベル2の感染症危険情報（不要不急の渡航は止めてください。）が出されている。中国、韓国、アジア、欧州及び米国等のほぼ全域にレベル3の感染症危険情報（渡航は止めてください。）が出されている。

2. 外国から日本への主な渡航制限¹⁴（4月7日現在）

⁴ <https://www.metro.tokyo.lg.jp/tosei/governor/governor/kishakaiken/2020/04/06.html>

⁵ <https://www.metro.tokyo.lg.jp/tosei/governor/governor/kishakaiken/2020/04/07.html>

⁶ [http://www.cas.go.jp/jp/influenza/kihon_h\(4.7\).pdf](http://www.cas.go.jp/jp/influenza/kihon_h(4.7).pdf)

⁷ 安全配慮義務は必ずしも従業員に限定されておらず、例えば商業施設を保有するような場合には、商業施設に來場する顧客等にも及ぶ可能性がある。（東京地判平成27年4月23日）

⁸ 大阪高判平成27年6月24日

⁹ 大阪高判平成26年9月26日

¹⁰ <http://www.hosp.keio.ac.jp/oshirase/important/detail/40123/>

¹¹ <https://www.asahi.com/articles/ASN457JJ9N45OHGB008.html>

¹² https://www.kyoto-su.ac.jp/news/2020_345_covid.html

¹³ <https://www.anzen.mofa.go.jp/>

¹⁴ <http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/20200131comment.html>

欧州、中東及びアジアの各国、米国等に滞在歴のある外国人の入国を原則拒否している。

中国（川合正倫弁護士：masanori_kawai@noandt.com）

全体概況 死亡者：3,331人、感染者数（累計）：81,740人（4月7日現在）

依然として感染第二波への根強い不安感があるものの、国内感染の収束傾向を受け、多くの企業が事業活動を段階的に再開している。また、新型コロナウイルスの感染集中地であった武漢市の封鎖措置が4月8日より解除された。また、国外からの流入事例を防止する見地から入国者に対する厳格な管理が継続されており、外国人の入国は原則として一時的に停止され、有効なビザや居留証明があっても入国できない。

主な政府発表

・中国商務省は4月3日付けで「新型コロナウイルスに対応するために改革開放を一段と進め外資の安定に向けた取組みに関する通知」¹⁵を発表した。この通知は24項から構成され、外資企業が生産活動を正常に再開するように政府としてサポートすること、引き続き対外開放を推進すること等の外資保護方針が規定されている。

渡航情報

・中国外務省は3月28日から、原則として全外国人の入国を一時停止する措置を適用し、有効なビザや居留許可を持っていても入国できない。例外的に入国が許可される場合は、外交、公務、礼遇、乗務員ビザで入境する場合並びに外国人が訪中して必要な経済貿易、科学技術等の活動に従事する場合及び緊急の人道主義の必要に基づく場合で中国の在外公館に申請して査証を取得した者に限定されている。

・3月29日以降、中国の国内航空会社は、1社につき各国1路線を週1往復まで、外国の航空会社は、中国との航空路線1路線を週1往復までに制限されており、中国を離発着する航空機移動は大幅に減少している。

その他

・4月8日より、武漢の封鎖措置が解除され、湖北省においても本格的に企業活動の再開の動きが進んでいる。また、一部の地域では徐々に学校を再開しているが、北京、上海、広東等では学校再開時期は未定となっている。

米国（大久保涼弁護士：ryo_okubo@noandt.com）

全体概況 死亡者：12,064人、感染者数：374,329人（4月7日現在）

この1週間で、米国の感染者数は約2倍、死亡者数は約3倍になったが、先週の各4倍・5倍と比べるとスロウダウンの傾向が見られる。ニューヨーク州では感染者数の増加はピークを迎えつつあり、ICUに入院する患者数も減少傾向にあるが、4月7日に1日あたりの死者数は731人と過去最高を記録している。終息に向けて社会的距離維持（ソーシャル・ディスタンス）の継続が重要であることから、必須サービスを除く全ての事業者の在宅勤務義務・自宅待機要請を定める行政命令の期限が4月29日まで延長され、また社会的距離維持義務に従わない者に対する罰金最高額が500ドルから1,000ドルに増額された。さらに、当初はCOVID-19以外の患者向けであった海軍病院船「コンフォート」やJavits Convention Centerの臨時病院をCOVID-19患者用とすることで、病床の確保を進めている。他方、トランプ大統領は、検査数をより増やした上で、4から8週間後をめどに地方都市等から経済を再開する意向を示した。また、ニューヨーク州のクオモ知事は、今後、抗体検査を大量に実施し抗体を有する人々の職場復帰を推進する考えを示すなど、米国は、医療崩壊を防ぎつつ、収束後の経済の立て直しに向けた検討を始めている。

¹⁵ 商务部印发应对疫情进一步改革开放做好稳外资工作的通知

<http://www.mofcom.gov.cn/article/ae/ai/202004/20200402951670.shtml>

主な政府発表

(法務)

- ・各種連邦税上の特例や経済援助策を含む、コロナウイルス支援・救済及び経済保障法（通称 CARES 法）が成立（3月27日）
- ・デラウェア州最高裁が、4月15日まで公開の法廷を閉じる（今後の手続きは電話会議等でのみ行う。）旨及び裁判手続等における期限を4月21日までに延期する旨を通告（3月22日）
- ・ニューヨーク州が、裁判手続等における期限を4月19日まで延期する行政命令を発出（3月20日）
- ・ニューヨーク州の裁判所が、民事法廷の運営を必須の案件に限定する旨を通告（3月15日）
- ・司法省（DOJ）及びFTCが、合併にかかる独禁法審査を一時的な e-filing system に移行すること及び審査期間短縮制度は一時凍結することを発表（3月13日）、その後、審査期間短縮制度を3月30日から再開することを発表（3月27日）
- ・IRSが、連邦税の確定申告・支払期限を3か月延長（3月13日）
- ・SECが、テレビ会議方式の株主総会を容認する指針を発表（3月13日）
- ・SECが、investment advisor 及び registered fund に対して、4月30日までに提出義務のある年次報告について提出期限の45日間の延長を認める命令を発出（3月13日）、その後対象期間を6月30日までに提出義務がある場合に改訂（3月25日）
- ・SECが、上場会社に対して、4月30日までに提出義務のある有価証券報告書等（Form10-K, 10-Q等）について提出期限の45日間の延長を認める命令を発出（3月4日）、その後、対象期間を7月1日までに提出義務がある場合に改訂（3月25日）

(一般)

- ・政府が、ニューヨーク州、ワシントン州、カリフォルニア州について大規模災害認定（3月22日）
- ・ニューヨーク州知事は、3月22日午後8時以降の、必須サービスを除く全ての事業者の在宅勤務義務・自宅待機要請を定める行政命令を発出（3月20日）、その後期限を4月15日まで延長（3月29日）、その後期限を4月29日まで延長（4月6日）
- ・トランプ大統領が、国防生産法を発動（3月18日）、ゼネラルモーターズ（GM）に同法に基づく人工呼吸器製造を命令（3月27日）

渡航情報

・CDC（米国疾病予防管理センター）は、以下の国への海外渡航について4月8日時点で以下の注意レベルを発表している。

レベル3（入国制限対象）：欧州26か国（シェンゲン協定加盟国）、英国、アイルランド、中国、イラン

レベル3（不必要な渡航を避けること）：オーストラリア、ブラジル、カナダ、チリ、エクアドル、インド、インドネシア、日本、イスラエル、マレーシア、パキスタン、フィリピン、カタール、ルーマニア、サウジアラビア、シンガポール、南アフリカ、韓国、タイ、トルコ

レベル2（高齢者及び基礎疾患保有者は不必要な渡航を避けること）：全世界

その他

・米国では、ビジネスへの影響も大きく出始めており、法的問題も現実化しつつある。例えば、アクティビストが株価が大幅に低落した会社に対する持分比率を高めていることが判明しており、このようなアクティビストからの攻撃が想定される会社やファンドや同業他社からの買収のおそれが高まっている会社では、最近ではガバナンスの観点から機関投資家や議決権行使助言会社から不評であり下火になっていた買収防衛策、特にポイズン・ピルの導入を実行したり、いざというときにはすぐに導入できるように準備をしている会社が見受けられる。

欧州（アクセル・クールマン外国法事務弁護士：axel_kuhlmann@noandt.com/

大沼真弁護士：makoto_ohnuma@noandt.com)

全体概況

2月下旬以降、北イタリアでの感染拡大から始まり欧州全域で感染者が急増しているが、イタリアやスペインでは感染者の増加ペースが鈍化しており、感染拡大のピークは近いとの指摘がある。もっとも依然として感染者数は増加を続けており、予断を許さない状況が続いている。ここまでとられてきた対応策は各国異なるが、イタリア、フランス、ドイツ、英国といった主要国を含む多数国では、食料品店や薬局等を除く施設の閉鎖や集会の禁止等、厳しい措置が採用されている。EU レベルにおいても、3月17日、EU 加盟国により、非 EU 市民による EU 域内への30日間の原則渡航禁止等の措置が決定された。

日本の外務省は、3月23日に欧州各国における感染症危険情報を更新し、イタリア、スペイン、ドイツ、フランスを含む複数国をレベル3（渡航中止勧告）に引き上げた。加えて、レベル3の国は日本への入国制限の対象地域とされた。また、3月31日には、英国を含む欧州のほぼ全域がレベル3（渡航中止勧告）に引き上げられた。

ドイツ及び英国については、以下の国別情報も参照されたい。

主な政府発表

- ・欧州委員会による外資規制に関する加盟国向けのガイダンスの公表（3月25日）
- ・欧州議会による経済支援措置の可決（3月26日）

渡航情報

・非 EU 市民による EU 域内への30日間の原則渡航禁止等の措置が、3月16日、欧州委員会により提案され、3月17日、EU 加盟国首脳により決定された。英国市民、EFTA 加盟国市民、永住者、医療従事者、通勤者等は渡航禁止措置の例外対象となる。各加盟国により実施される。

・日本の外務省は、3月23日に欧州各国における感染症危険情報を更新し、イタリア、スペイン、ドイツ、フランスを含む複数国をレベル3（渡航中止勧告）に引き上げた。また、3月31日には、英国を含む欧州のほぼ全域がレベル3（渡航中止勧告）に引き上げられた。レベル3の国は日本への入国制限の対象地域とされている。

その他

・欧州委員会は、3月25日、外資規制に関する加盟国向けのガイダンスを公表した。公共の秩序・安全の維持のために極めて重要な医療インフラ分野等における EU の企業や資産を保護するために、外国からの投資に関するスクリーニングその他必要な措置をとることを加盟国に求めるとともに、重要な企業を外国からの投資から保護するための手段として黄金株の活用等を推奨している。欧州におけるこのような分野における投資を検討している日本企業にとっては、外資規制の対応について留意が必要である。

・欧州議会は、3月26日、ほぼ全会一致で、EU レベルでの経済支援措置について可決した。①370億ユーロの中規模事業者、ヘルスケアシステム、労働市場等への支援、②8億ユーロの公共医療危機対応のファンド、③航空会社の運航義務を一時的に免除する措置等を内容とする。

- ・欧州議会は、4月16日及び17日に臨時総会を開催し、更なる EU レベルでの対策措置について協議する予定。

ドイツ（アクセル・クールマン外国法事務弁護士：axel_kuhlmann@noandt.com/

大沼真弁護士：makoto_ohnuma@noandt.com)

全体概況 死亡者：2,016人、感染者数：107,663人（4月7日現在）

感染者数は増加を続けており、感染者数は10万人を超えた。ドイツは連邦制を採用しているため、感染対策措置は基本的に各州の権限の下において行われている。もっとも、3月16日には、ドイツ政府は、感染拡大を抑制するための施策として、連邦政府・各州の間で合意された対策措置に関するガイドラインを公表し、各州の権限は

維持しつつも、ドイツ全土で統一的な措置が採用されることとなった。食料品、薬局等を除き、バー、劇場、見本市、スポーツ施設等、人の集まる施設が閉鎖されることになり、また、ドイツ国内のホテルの宿泊も必要な場合に限られ、観光目的には利用できないものとされた。さらに、3月25日には、新型コロナウイルスの対策法がドイツ連邦議会で可決された。

日本の外務省は、3月23日にドイツにおける感染症危険情報を更新し、ドイツをレベル2（不要不急の渡航自粛）からレベル3（渡航中止勧告）に引き上げ、日本への入国制限の対象地域とした。

主な政府発表

- ・新型コロナウイルスの対策法の成立（3月25日）
- ・ドイツ政府による7,500億ユーロ（約90兆円）の支援パッケージの承認（3月23日）
- ・メルケル首相による感染拡大防止策の発表（3月22日）
- ・ドイツ連邦政府によるガイドラインの発表（3月16日）

渡航情報

- ・EUの渡航禁止措置が、ドイツでは3月17日をもって発効する旨発表された。
- ・出入国の暫定的制限として、フランス、オーストリア、ルクセンブルグ、スイス、デンマークとの国境において出入国制限の措置がとられている。但し、物流及び国境を越える通勤者の出入国については、例外として認められている。
- ・日本の外務省は、3月23日にドイツにおける感染症危険情報を更新し、ドイツをレベル2（不要不急の渡航自粛）からレベル3（渡航中止勧告）に引き上げ、日本への入国制限の対象地域とした。

新型コロナウイルスの対策法

・3月25日、ドイツ連邦議会（Bundestag）は全会一致で新型コロナウイルスの対策法（*Gesetz zum Schutz der Bevölkerung bei einer epidemischen Lage von nationaler Tragweite*; ESG）を可決した。同法は、①長期の消費者契約について支払猶予（モラトリアム）を認めるとともに、②賃貸借や③消費者ローンについて新たなルールを導入するものである。

・まず、①のモラトリアムでは、消費者及び小規模事業者に対して、2020年3月8日までに締結された長期間の消費者契約に関して、2020年6月30日までの間、以下の条件を満たす場合に、契約上の義務履行を拒否する権利が認められた。さらに、ドイツ連邦政府は、かかる期間を2020年9月30日まで延長する権限が与えられている。

- 当該契約は必要不可欠なもの、すなわち、消費者の場合は基本的な生活、小規模事業者の場合は事業の存続に必要な物・サービスに関する契約であること。
- 消費者の場合、新型コロナウイルスの感染拡大に起因して、当該契約の義務履行をすることによって、自ら又はその家族の合理的な生活を危険にさらすことになること。
- 小規模事業者の場合、当該契約の義務履行をすることによって、その事業運営を危険にさらすことになること。
- 契約上の義務履行を拒絶することが不合理でないこと（契約の相手方の事業運営や生活を危険にさらすようなものでないこと）。

・次に、②賃貸借については、賃料の支払が困難となるケースが予想されることから、賃借人が2020年4月1日から6月30日までの間に支払わなかった場合には、新型コロナウイルスの影響によるものと推定され、賃貸人の解除権が制限されることとなった。また、ドイツ連邦政府は、かかる期間を2020年9月30日まで延長する権限が与えられている。

・また、③消費者ローンについては、以下の条件を満たす場合に、返済の繰り延べが認められることとなった。ドイツ連邦政府には、同様の措置を小・中規模事業者にも拡大する権限が与えられており、また、以下の繰り延べの期間を2020年9月30日まで延長する権限が与えられている。

- 2020年3月15日までに締結された消費者ローン契約であること。
- 新型コロナウイルスの感染拡大の結果として、消費者が2020年4月1日から6月30日までの間に返済期限が到来するローンを支払うことが不合理となること。例えば、そのような支払の結果として、自身や家族

の合理的な生活が危険にさらされること。

- 個別の事情を考慮した上で、契約上の義務履行を拒絶することが貸付人にとって不合理でないこと。

ロックダウンの法的根拠

・ドイツにおけるロックダウン等の感染対策措置は、感染防止法 (*Infektionsschutzgesetz*; IFSG) に基づき行われている。同法では、感染症の拡大防止のために必要な措置をとる権限を各州に与えており、ロックダウン等の措置の法的根拠となっている。

・新型コロナウイルスの感染拡大初期においては、同法に基づき各州で異なる対策措置がとられていたが、連邦政府・各州の間で合意された対策措置に関するガイドラインに基づき、統一的な措置が各州でとられることとなった。

・これに加えて、上記の新型コロナウイルスの対策法に基づき、連邦保険省に補充的な措置をとる権限が与えられることとなった。例えば、ドイツへの入国者に健康状態のチェックを行う権限、交通機関・運送会社に対してかかるチェック等を義務付ける権限、医薬品の供給を確保するために必要な措置（販売・価格設定・流通の制限等）をとる権限、医療機関の機能を維持するために必要な措置をとる権限等が与えられた。

経済支援措置

・ドイツ政府は 7,500 億ユーロ（約 90 兆円）の支援パッケージを承認した。

・主として①国営金融機関である KfW からの融資、それに対する政府保証の増強、②経済安定基金（6,000 億ユーロ）による、直接投資、融資又は保証を通じた資金供与（大・中規模企業向け）、③500 億ユーロ規模の小規模事業者向けの直接的経済支援の 3 つから構成される。

・同時に、ドイツ政府は補正予算を 4,848 億ユーロに増額し、また、税収の大幅な減少（約 335 億ユーロ）が予想されることから 1,500 億ユーロの国債発行をすると報じられた。

英国（ジョン・レイン外国法事務弁護士：john_lane@noandt.com／

大沼真弁護士：makoto_ohnuma@noandt.com)

全体概況 死亡者：6,159 人、感染者数：55,242 人（4 月 7 日現在）

英国においても感染者数は拡大しており、確認された感染者数は 55,000 人を超えた。ジョンソン首相も新型コロナウイルスに感染し、症状悪化により集中治療室に入ったと報じられた。英国では、イタリア、スペイン、フランス、ドイツといった他の欧州主要国と比べると対策措置の程度は低かったが、感染の拡大を受けて、他の欧州諸国にならい、外出禁止等の社会的不接触のルールの導入とともに、不要不急のビジネスの閉鎖等を命じた。また、3 月 25 日には、新型コロナウイルスの対策法である Coronavirus Act 2020 が成立し、施行された。

日本の外務省は、3 月 31 日に英国における感染症危険情報を更新し、英国をレベル 2（不要不急の渡航自粛）からレベル 3（渡航中止勧告）に引き上げた。

主な政府発表

- ・新型コロナウイルスの対策法である Coronavirus Act 2020 が成立・施行（3 月 25 日）
- ・ジョンソン首相による外出制限措置の公表（3 月 23 日）
- ・イングランド銀行による政策金利の切り下げ等の発表（3 月 19 日）
- ・3,500 億ポンドの財政援助措置の発表（3 月 17 日）

渡航情報

・EU 加盟国は、3 月 17 日に、非 EU 市民による EU 域内への 30 日間の原則渡航禁止措置を決定したが、英国市民は適用除外となるとされている。

・日本の外務省は、3 月 31 日に英国における感染症危険情報を更新し、英国をレベル 2（不要不急の渡航自粛）からレベル 3（渡航中止勧告）に引き上げた。

コロナウイルス対策法／ロックダウンの法的根拠

- ・新型コロナウイルスの対策法である Coronavirus Act 2020 が 3 月 25 日に成立し、同日施行された。
- ・同法は、英国政府に、新型コロナウイルスの対策措置の権限を与えるものであり、また、ロックダウンの法的な根拠となっている。
- ・以下の権限等が政府に与えられている：集会の禁止・制限、公共交通機関の管理・停止、事業・飲食店の閉鎖、感染が疑われる者の隔離措置、学生や退職者のヘルスケアサービスへの登録、港・空港の閉鎖、学校・育児施設の閉鎖、地方・国政選挙の 2021 年 5 月までの延期、賃貸借における貸主の借主に対する退去権の停止、スーパーマーケットのサプライチェーン上の問題に関する政府への報告義務、ビデオリンクにより一定の手続きを実施することを裁判所に対して許可
- ・原則として 2 年間の時限立法である。2022 年 3 月に自動的に失効すると定められており、政府の判断により 6 か月延長又は短縮することができる。また、この間、6 か月毎に国会の審査を受けるものとされている。

経済支援措置

- ・英国政府は戦後最大となる総額 3,500 億ポンドの財政援助措置を公表した。
- ・年間 4,500 万ポンド以下の売上のある企業は、500 万ポンドまでの無利子融資を 12 か月間受けることができ、政府がその 80%を保証する。
- ・月 2,500 ポンドを上限に、従業員の給与の 80%を政府が支払う。
- ・付加価値税（VAT）の支払が 2020 年 6 月まで停止される。
- ・中央銀行であるイングランド銀行は、政策金利を最低水準の 0.1%に切り下げた。また、大規模な量的緩和措置を公表し、2,000 億ポンドの英国債の買い上げを行うとした。

その他（MAC 条項の解釈）

- ・M&A 等の取引契約では、取引実行の前提となった事情に関して重大な変更を生じさせる事象が発生した場合に、当事者の契約上の義務を免責することを目的とする material adverse change（MAC）条項が置かれることが少なくない。もっとも、米国等と比べて、イングランド法上は、MAC 条項の解釈について争われた事例は極めて少なく、M&A 取引の関係で MAC 条項のみが争われた事例は見当たらない。
- ・MAC 条項に関する直近の裁判例（*Grupo Hotelero Urvasco SA v Carey Value Added SL* (2013)）は、ファイナンス取引に関するもので、MAC 条項の解釈に関して、以下のような一般的な指針を示している。
 - 当事者間の合意内容に効力を与えるというのがイングランド法上の契約解釈の基本原則であるため、契約上の文言に従って解釈するのが原則である。契約文言が不明確な場合には、事業上の慣行も解釈上考慮され得る。
 - MAC 条項の適用には、当事者の契約上の義務を履行する能力に重大な影響を与える事情の変更が必要。
 - 契約の締結時に、MAC を生じさせる事象を認識していた場合には、MAC 条項の適用を主張できない。
 - MAC を構成する事情の変更は、一時的なものであってはならない。
- ・上記の指針に従うと M&A 取引等において MAC 条項の適用を主張するハードルは高いと考えられるが、最終的にはその契約で MAC 条項がどのようにドラフトされたか（当事者がどのように意図していたか）によって判断されることとなる。

シンガポール（坂下大弁護士：yutaka_sakashita@noandt.com）

全体概況 死亡者：6 人、感染者数（累計）：1,481 人（4 月 7 日現在）

シンガポールでは 3 月下旬より（それまでよりも）強化された感染拡大防止措置がとられていたが、1 日あたりの新規感染者数は減少を見せず、また感染経路を特定できないケースが増加したことから、4 月 3 日、リー・シェンロン首相が演説を行い、4 月 7 日から 5 月 4 日までの期間、さらに強化された感染拡大防止措置（circuit breaker と表現されている。）をとることが発表された。当該期間中、生活必需サービスに関するものを除いて、会社のオフィスや商業施設は原則として閉鎖され、教育機関も閉鎖又はオンライン授業に移行することとなる。

主な政府発表

- ・保健省による、Disease Outbreak Response System Condition (DORSCON)と呼ばれる感染指標に基づくリスクレベルのオレンジへの引き上げ (2月7日)
- ・政府タスクフォースによる、国内における感染拡大防止措置の更なる厳格化の発表 (3月24日)
- ・外出禁止措置 (Stay Home Notice : SHN) 不遵守に対する罰則、及び上記感染拡大防止措置等を定めた感染症法の下位規則の施行 (3月25日、同26日、4月1日)
- ・circuit breaker 措置の開始 (4月7日)
- ・COVID-19 対策法 (COVID-19 (Temporary Measures) Act 2020) の国会での承認 (4月7日)

渡航情報

1. シンガポール国民、永住者、長期滞在パス (雇用パス等) 保有者

- (1) 渡航先を問わず、シンガポールに帰国する者は全員、政府指定の施設での14日間のSHNの対象とする。
- (2) 上記に加え、長期滞在パス保有者は、シンガポールへの渡航前に、所轄官庁の事前の許可を得る必要がある。雇用パス保有者及びその家族等の場合、雇用者の責任において、事前にMOMの許可を得ることとされている。現在、このMOMの許可が得られるケースは極めて限定的であり、現在シンガポール国外にいる雇用パス保有者の多くは、当面シンガポールに再入国することが見込めない状況にある。
- (3) さらに、入国前に健康状態申告書 (health declaration) を提出する必要がある。

2. 旅行者、出張者等の短期滞行者

全ての入国及び乗継ぎを禁止。

circuit breaker と関連法令

- ・4月7日から5月4日までの間実施される circuit breaker 措置の内容は、大要以下のとおりである。
 - (i) 生活必需品の調達、生活必需サービスへの従事、(1人又は同居者との) 屋外での運動、その他一定の例外を除いて、自宅に滞在すること。
 - (ii) 同居者以外の者との物理的会合は禁止。
 - (iii) 例外的に外出が認められる場合でも、他人と1メートル以上の距離を設ける。
 - (iv) 住居や生活必需サービス拠点を除き、あらゆる施設 (商業、娯楽、スポーツ施設等) の閉鎖。
 - (v) 一定の生活必需サービス (政府機関や生活必需品小売店等) 以外の事業は、事業場を全て閉鎖し、自宅でのリモートワークのみ可。(例外的に事業場を開ける必要がある場合には、当局の個別許可が必要。オンラインで申請可能である。)
- ・4月7日、COVID-19 対策法の法案が国会で承認された (問もなく施行されると思われる。)。同法は、一定の契約の一時的な履行猶予、各種倒産手続開始要件の一時的緩和、法令上の会議開催や裁判手続における臨時措置、不動産税減免に関する取扱い (減免分を借主に還元)、保健省 (MOH) 大臣の権限で感染拡大防止措置に関する強制力ある規則を制定できる旨等を定める。
- ・同日付で、MOH 大臣により COVID-19 (Temporary Measures) (Control Order) Regulations 2020 が制定されている。COVID-19 対策法の下位規則として、4月7日から5月4日までの間、上記 circuit breaker 措置の遵守を求めるものである。同規則の違反は罰則の対象となる (1回目の違反の場合、10,000 シンガポールドル (約76万円) 以下の罰金若しくは6か月以下の懲役又はこれらの併科。2回目以降の違反の場合、20,000 シンガポールドル以下の罰金若しくは12か月以下の懲役又はこれらの併科。)
- ・上記、COVID-19 対策法及びその下位規則とは別に、感染症法 (Infectious Diseases Act) の下位規則である Infectious Diseases (Measures to Prevent Spread of COVID-19) Regulations 2020 (3月26日付) 及び Infectious Diseases (Workplace Measures to Prevent Spread of COVID-19) Regulations 2020 (4月1日付) が施行されている。circuit breaker 措置に先立つ3月26日の時点で、4月30日までの期間を対象に、既にバーや娯楽施設の営業禁止、学校、職場外での10名超の会合の禁止、各人の間に1メートル以上の物理的間隔を設けること、職場においてはリモートワークその他の接触機会の低減を図ること等の措置がとられており、これらに法的強制力を付与するために設けられた規則 (罰則あり) であるが、現時点では、これらの規則は特に廃止又は

改正されていない。COVID-19 対策法及びその下位規則に基づく措置の方が基本的には厳格であるため、今後（4月30日までの間）これら感染症法の下位規則が適用される場面は限定的であるように思われるが、念のためこれらの規制の存在にも留意する必要がある。

その他

- ・当局のウェブサイトにおいて、各感染者の属性や既確認感染者とのリンク等の情報が比較的詳細に公開されている。また、登録者には、政府より1日数回 SNS を通じ、その日の新規感染者数、感染拡大防止措置の呼びかけ、その他最新情報が配信される。
- ・Trace Together という接触者管理のためのスマートフォンアプリが政府により開発、公開されている。アプリをダウンロードした端末間の Bluetooth 通信によりアプリ利用者の接触を記録し、アプリ利用者が感染した場合には、政府が当該記録を辿って過去の接触者に所要の連絡をとることが想定されている。
- ・MOM は、従業員の物理的接触機会を減らすための措置をとっていないこと等を理由に、21 の事業者に事業停止命令又は改善命令を行ったと発表した（3月23日）。
- ・雇用パス保有者（外国人労働者）の場合、SHN の遵守は、労働者と雇用者の共同の義務であるとされている（例えば、雇用者は、SHN 期間中、労働者が食事や日用品を確保できるようにする義務を負う。）。SHN の遵守はスマートフォンアプリ等を通じて厳格にチェックされ、不遵守に対しては、（下記 Infectious Diseases (COVID-19 – Stay Orders) Regulations 2020 違反に基づく罰則適用に加えて）雇用パスの取消しや、雇用者に対する将来の雇用パス申請不許可等の厳格な処分が科され得る（実際にそのような処分例も報道されている。）。自社従業員が SHN の対象となる場合には、雇用者としてもその遵守について十分配慮をする必要がある。
- ・3月25日より、感染症法（Infectious Diseases Act）の下位規則である Infectious Diseases (COVID-19 – Stay Orders) Regulations 2020 が施行されている。SHN の不遵守に罰則（10,000 シンガポールドル（約 76 万円）以下の罰金若しくは 6 か月以下の懲役又はこれらの併科）が設けられている。
- ・会計企業規制庁（ACRA）より、（i）4月16日から7月31日までに年次株主総会を開催すべき会社に60日間の期限猶予、（ii）5月1日から8月31日までに年次報告書を提出すべき会社に60日間の期限猶予がそれぞれ認められている。

インドネシア（福井信雄弁護士：nobuo_fukui@noandt.com）

全体概況 死亡者：221人、感染者数（累計）：2,738人（4月7日現在）

3月以降感染者の増加が止まらないインドネシアでは、4月2日以降、滞在許可証を保有しない外国人の入国を一律に禁止する追加措置がとられた。特に感染者の増加傾向が高い首都ジャカルタでは、3月から自宅勤務の推奨や学校の休校、娯楽施設や商業施設の閉鎖等の措置がとられていたが、4月10日より「大規模社会制限」が発動され、生活に必須なサービスを除き、全ての職場が閉鎖されることになる。

主な政府発表

- ・法務人権大臣令 2020 年第 3 号（2020 年 2 月 5 日制定）に基づく中国人及び中国への渡航歴のある外国人へのビザ発給の一時停止
- ・ジョコウィ大統領による、インドネシア初の国内感染事例に関する声明（3月2日）
- ・ジョコウィ大統領による、新型コロナウイルス拡大防止に向けての声明（3月15日）
- ・ジャカルタ特別州知事による非常事態宣言（3月20日）
- ・調整大臣が地域隔離に関する政令の公布を発表（3月27日）
- ・ジャカルタ特別州知事が中央政府に対してジャカルタ特別州の都市封鎖の実施に関する要請書を提出（3月30日）
- ・外務大臣による外国人の入国全面禁止の発表（3月31日）
- ・COVID-19 に関連する大規模社会制限に関する大統領令（3月31日）
- ・COVID-19 に関連する大規模社会制限に関する保健大臣令（4月3日）

- ・ジャカルタ特別州知事宛の大規模社会制限の発動を承認する保健大臣通達（4月7日）

渡航情報

- ・4月2日以降、一時滞在許可証（KITAS）や長期滞在許可証（KITAP）を保有しない外国人に関しては、インドネシアへの入国とトランジットが禁止されている。
- ・滞在許可証を保有する外国人は引き続き入国は可能であるが、入国前14日間、感染が深刻化している国に滞在していないことと（現状日本は深刻化していない国として扱われている。）健康証明書の提出が求められる。当該健康証明書はインドネシアに到着する7日以内に取得されたもので、呼吸器感染症の症状がないことが記載されている必要がある。

その他

- ・インドネシア金融庁は、3月9日付けで「自社株買いが許容される市況への重大な変動を与えるその他の事由」に関する回状（Circular Letter）を発行し、今回の新型コロナウイルスの拡散が市況への重大な変動を与える事由に該当するとの解釈を明らかにした。インドネシアの上場会社に関しては、一定の市況への重大な変動を与える事由が生じた場合に、本来必要な株主総会の決議無しに一定限度の自社株買いを許容する金融庁規則が2013年に施行されているところ、今回の回状により、現在の状況下で同規則の適用を受けられることが明確化され、より機動的な自社株買いが可能であることが確認された。市場での株価の下落が著しい現状において、上場会社の資本政策の選択肢が広がる措置と評価できる。
- ・インドネシア金融庁は、3月18日付けで新たな回状を発行し、上場会社による年次株主総会の開催期限を2か月延長して8月31日までに変更し、また計算書類等の提出期限も2か月延長した。
- ・感染拡大防止の目的で、インドネシアへの投資を主管する投資調整庁の窓口が3月17日より3月末までサービスを一時停止することを発表した。この措置は4月以降も継続している。オンラインでの手続きは引き続き可能である。
- ・インドネシア事業競争監視委員会（KPPU）は、企業結合届出の受付を含む業務を4月6日まで中断する措置をとることを決定した。この措置は3月16日に遡って適用され、この期間は提出期限である30営業日の日数にはカウントされないことになり、結果的に提出期限が延長されたことになる。
- ・インドネシア金融庁は、3月16日付けで新型コロナウイルス発生の影響に対する景気対策としての国家経済刺激策に関する規則を制定し、銀行に対して特に中小零細企業の債務者に向けた救済措置を実施することを促している。
- ・現在インドネシアの複数の地方政府から大規模に社会活動を制限することについての申請が中央政府に上げられているようであり、このうち4月7日に発行された保健大臣通達に基づき、ジャカルタ特別州に対して大規模社会制限を発動することが承認された。これに基づき、ジャカルタ特別州は4月10日より、一部の必須のサービス（電気、ガス、水道、銀行、薬局、スーパーマーケット、物流、メディア、病院等）を除き、全ての職場及び学校は以降、閉鎖されることを決定した。同時にスポーツ、娯楽及び宗教関連の行事も全て禁止される。

ベトナム（澤山啓伍弁護士：keigo_sawayama@noandt.com）

全体概況 死亡者：0人、感染者数：251人（4月8日現在）

ベトナム国内での感染者数は比較的抑えられており、感染者の半数は既に完治しているが、ベトナム政府は4月1日から15日間全土での「社会隔離」の実施を指示し、全ての国民に自宅待機を求めている。

主な政府発表

- ・首相は、4月1日、新型コロナウイルス感染症を「全国流行病」と宣言した。これにより、感染防止法に基づき全国規模で飲食施設の運営停止や流行地域へのアクセスの制限等の措置をとることが可能になった。
- ・4月1日から15日間、全土での「社会隔離」の実施を指示する首相指令第16/CT-TTg号を公布。全ての国民は自宅で待機し、(a)食料、食品、薬品の調達や健康診断、自然災害、火災、救急等緊急の場合、(b)国家機関、外

交機関、必需品、必需サービスを生産・提供する企業・工場等で働く目的等、本当に必要な場合に限り外出するよう求めるとともに、他人と接触する際には2メートル以上の間隔を保ち、会社・学校・病院以外や公共の場所において3人以上で集まらないことを求めている。首相指令第16/CT-TTg号の解説として政府官房が発行した2020年4月3日付け公文書第2601/VPCP-KGVXでは、事業の継続が認められる民間企業として以下を挙げている。工場・製造施設、交通・建設工事、食品・食料・医薬品・ガソリン・石油・電気・水・エネルギー等必須のサービス又は商品を提供する事業所、教育機関、銀行、金庫、公証・法務サービス・車両登録・担保付取引登録等銀行業務又は企業の補助サービスに直接関連するサービス、証券、郵送・通信、輸送補助サービス、輸出入、ヘルスケア・医療サービス、葬儀サービス等

- ・首相指令第16/CT-TTg号には、一部例外を除く公共交通手段による旅客運搬の停止も含まれている。これに基づき、各地で路線バス、タクシー、配車サービス等の運行停止、国内航空便、南北鉄道的大幅減便が行われている。
- ・COVID-19の流行により影響を受けた企業に対して、労働組合費や社会保険料の支払期限を延期する公文書が発行されている¹⁶。また、同様に税金や土地賃借料の支払期限の延期を定める政令の草案が検討されている。

渡航情報

- ・2020年3月22日以降、全ての外国人の入国を原則停止した（政府官房通知第118/TB-VPCP号）。
- ・4月1日から同15日までの間、外交目的等で必要な場合を除き、ベトナム着の全国際旅客便の運行を停止する他、国内線もハノイ、ホーチミン、ダナンの三都市を発着する数便の他は運航を停止する。
- ・ベトナム航空は日本路線の全区間の運休を5月末まで延長した。日系航空会社も日越間の航空便を運休又は減便し、4月15日までの期間はベトナムから日本への復路便のみ運行している。

その他

- ・首相指令第16/CT-TTg号の解釈、運用の厳格さは各地方で異なっており、それぞれの地域での状況に留意が必要である。
- ・「社会隔離」の実施後、ハノイ市では不必要な外出をしていたとして過料を科した例も出ている。
- ・報道等によれば、日系企業で駐在員の一時帰国の対応を取った企業は1割強、帯同家族の帰国を実施した企業は3割強とのこと。

インド（山本匡弁護士：tadashi_yamamoto@noandt.com）

全体概況 死亡者：149人、感染者数（累計）：5,274人（4月8日現在）

インドでは連日感染者の増加が確認されている。感染者の中にはインド国外からの旅行者も含まれる。人口が多く、人口密集地も多いため、大規模な感染が懸念されており、3月24日に、25日午前0時からインド全土での21日間のロックダウンの実施が命令されるなど厳格な措置がとられている。中央政府は州政府に対し、迅速かつ強力な措置をとることを連日要請している。都市部への出稼ぎ労働者が帰省し始めており、都市部以外での感染拡大も懸念されている。

主な政府発表

- ・保険・家族・福祉省（Ministry of Health & Family Welfare）が Do's and Don'ts を公表¹⁷
- ・インド災害管理法（Disaster Management Act, 2005）及びインド感染病法（Epidemic Disease Act, 1897）が発動
- ・インド全土での3月25日午前0時から21日間の完全なロックダウンの実施命令
- ・出稼ぎ労働者に対し帰省しないよう求め、帰省中の者については待機施設で14日間待機すること等を求める。

¹⁶ 労働組合費につき、ベトナム労働総同盟によるオフィシャルレター第245/TLD号、社会保険料につき、ベトナム社会保険庁によるオフィシャルレター第860/BHXH-BT号

¹⁷ https://www.mohfw.gov.in/Poster_Corona_ad_Eng.pdf、
<https://www.youtube.com/watch?v=IN4Wr1s48cM>

既に帰省した者についても 14 日間の自宅待機等を求める。

渡航情報

- ・3月22日から3月29日までの間、国際民間旅客航空便のインドへの着陸が停止された。乗客は国籍を問わず「on Indian soil」に降り立つことが禁止される。なお、3月25日以降、国内民間旅客航空便も運行が停止される。
- ・全てのビザが2020年4月15日まで効力を停止した。やむを得ない理由によりインドに入国する必要がある場合は、インド大使館又は領事館にコンタクトしなければならない。
- ・日本人への On-arrival Visa の発給は停止されている。
- ・中国、韓国、イタリア、イラン、フランス、スペイン、ドイツ、UAE、カタール、オマーン、クエートに渡航歴のある者は、インドへの到着後、最低 14 日間隔離される。
- ・EU、ヨーロッパ自由貿易連合、トルコ、英国、アフガニスタン、フィリピン、マレーシアからのインドへの渡航（乗継ぎを含む。）が禁止された。
- ・中国、韓国、イラン、イタリア、フランス、スペイン及びドイツへの渡航中止の強い勧告、並びに新型コロナウイルスの感染があった国への不急の渡航中止の勧告がなされている。
- ・韓国及びイタリアからインドに渡航しようとする者は、医療機関が発行する新型コロナウイルスに感染していないことを証する証明書を有していることを要する。その他の国からの渡航者も、自己申告書を提出する必要がある。

その他

- ・インド災害管理法に基づき、インド全土での3月25日午前0時から21日間の完全なロックダウン命令が出されており、違反した場合、罰則が適用され得る。現地報道によれば、理由なく外出した者に実際に罰金支払命令が出されているとのことである。
- ・雇用主は、一般的に職場における従業員の安全・健康を確保すべき義務を負っており、新型コロナウイルスに関しても、従業員への情報提供、職場における衛生環境の確保、感染者・感染の可能性のある者の出勤停止（病気休暇等）、在宅勤務等の措置を検討すべきであるが、現在、インド全土で完全なロックダウン命令が出されており、一定の生活に不可欠なサービスや生活必需品の生産を除き在宅勤務となる。
- ・州によっては、州政府が、新型コロナウイルス拡大を理由とする解雇（契約社員の雇用止めを含む。）や給料減額を雇用主が行わないよう通達を出している。
- ・インド伝染病法の発動により、各州政府に、規則の制定を含め、新型コロナウイルス対策に関する広汎な権限が付与された。州により、当該州の感染症 COVID-19 規則（Epidemic Diseases, COVID-19 Regulations, 2020）を制定しており、新型コロナウイルスが確認された国等への渡航歴がある者の病院への報告義務、地方当局への感染地域の封鎖等を含む広汎な権限付与等が行われている。州によっては当局による立入検査も可能である。規則に違反した場合、罰則が適用され得る。
- ・インド災害管理法が発動され、マスク等の価格統制が行われている。違反した場合、罰則が適用され得る。
- ・財務大臣兼企業大臣は、以下を含む各種措置を公表した。
 - (i) インド会社法（Companies Act, 2013）及び関連規則上、財務諸表等を承認する取締役会は、テレビ会議を使用せず物理的に一堂に会して開催する必要があるが、テレビ会議使用禁止規制を6月30日まで免除する。
 - (ii) インド会社法上、ある取締役会から次の取締役会までの期間は120日以内でなければならないが、9月30日まで、この期間を60日間延長する。
 - (iii) 2019-20年度から適用される予定であった監査報告書令（Companies (Auditor's Report) Order, 2020）を、2020-21年度から適用する。
 - (iv) インド会社法上、独立取締役は、年1回以上、非独立取締役及び経営陣が出席しない会議を開催する必要があるが、2019-20年度については、独立取締役が当該会議を開催できなくても上記要請の違反とはみなされない。
 - (v) インド会社法上、事業年度（基本的に4月1日～翌年3月31日）内に182日以上インドに滞在していた居住取締役が存在する必要があるが、かかる居住要件を充足できなくても違反とはみなされない。
 - (vi) インド倒産法（Insolvency and Bankruptcy Code, 2016）に基づく倒産処理手続開始申立てを行うための

要件の1つである債務不履行額を、10万ルピーから1,000万ルピーとする。4月30日以降も現在の状況が継続するようであれば、6か月間、倒産処理手続開始申立てに関する同法の規定を停止することを検討する。

同法上、各種手続を行わなければならない期間が規定されているが、ロックダウンの期間は当該期間に算入しない。

- (vii) インド会社法上、一定の会社は、同法所定の CSR 活動への支出が義務付けられているところ、新型コロナウイルスに関する支出は CSR 活動への支出に含まれる。新型コロナウイルスへの対処等を主目的としてインド首相が設立した Prime Minister's Citizen Assistance and Relief in Emergency Situations Fund (PM CARES Fund) への寄付も CSR 活動への支出に含まれ、最大限の寄付を要請する (PM CARES Fund への寄付は税務上の控除も認められる。)
- (viii) インド国内の会社等に対し、新型コロナウイルス感染拡大阻止に向けた活動として、Form CAR (Companies Affirmation of Readiness Towards COVID-19) を提出 (オンライン提出) することを要請する。
- (ix) 各種直接税・間接税の税務申告や税金の支払について提出期限・納税時期が延期される。
- (x) インド会社法及びインド有限責任組合法 (Limited Liability Partnership Act, 2008) に基づき、インドの会社及び有限責任組合は、各種届出等を行わなければならないところ、これを懈怠している会社及び有限責任組合が多数存在する。2020年4月1日から9月30日まで、届出遅滞による追加手数料や訴追を免除することにより、これらの会社及び有限責任組合に届出等を促すための、会社新スタート・スキーム (Companies Fresh Start Scheme, 2020) 及び有限責任組合セトルメント・スキーム (LLP Settlement Scheme, 2020) を導入する。
- ・インド証券取引委員会 (Securities and Exchange Board of India) は、以下を含む各種措置を公表した。
 - (i) 上場会社の年次財務諸表や四半期財務諸表等の継続開示書類の提出期限を、上場会社・書類の種類等により、約3週間から60日間延期する (例えば、株式上場会社の年次財務諸表の提出期限は1か月延期)。
 - (ii) 上場会社の取締役会及び監査委員会の開催頻度につき、ある会議から次の会議までの開催期間が120日以内でなければならないという上場規則の規制を、2019年12月1日から2020年6月30日までに開催される取締役会及び監査委員会に適用しない。
 - (iii) 時価総額上位100社の上場会社は、事業年度末から5か月以内 (2020年3月31日に終了した事業年度については2020年8月31日まで) に年次株主総会を開催しなければならないところ、開催期限を2020年9月30日に延期する。
 - (iv) 上場会社は、年1回以上、指名・報酬委員会 (nomination and remuneration committee)、利害関係者委員会 (stakeholder relationship committee) 及びリスク・マネジメント委員会 (risk management committee) を開催しなければならないため、2020年3月31日までにこれらを開催しなければならないところ、開催期限を2020年6月30日に延期する。
 - (v) 上場会社は、決算等の一定の情報を一定期間内に新聞で公告しなければならないところ、2020年5月15日まで当該情報の新聞公告を免除する。
 - (vi) 上場会社の一定の25%の株式・議決権を保有する者やプロモーター等は、3月31日現在の株式・議決権保有割合等を事業年度末から7営業日以内 (2020年4月15日) までに開示する必要があるが、開示期限を2020年6月1日に延期する。
- ・インド競争委員会 (Competition Commission of India) が公表した通達によると、企業結合の届出その他の届出等が3月31日まで停止される。
- ・インド最高裁判所の命令により、3月15日から命令が出されるまで、時効期間が延長される。
- ・商工省 (Ministry of Commerce & Industry) が公表した通達によると、実施期間が2015年4月1日から2020年3月31日までの外国貿易政策 (Foreign Trade Policy) が、2021年3月31日まで延長される。輸出促進スキーム (Export Promotion Schemes) に基づく各種インセンティブも12か月間延長される。但し、サービス輸出スキーム (Service Exports from India Scheme) に基づくインセンティブについては別途公表される。
- ・インド準備銀行 (Reserve Bank of India) は、以下を含む各種措置を公表した。
 - (i) 2020年3月1日から5月31日までに支払期日が到来するターム・ローン上の元本及び利息等の支払を、銀行が3か月間猶予することができる。

(ii) インドからの商品・ソフトウェアの輸出対価は、輸出日から 9 か月以内に全額の支払を受ける必要があるが、2020 年 7 月 31 日までに行われた輸出対価の支払受領については、輸出日から 15 か月以内へと延長する。

・現地報道によると、財務省 (Ministry of Finance) が、太陽光発電デベロッパーに対し、新型コロナウイルスによるサプライチェーンの混乱により、契約上の期限を遵守できなかったとしても、財務上の制裁を回避するため、不可抗力条項を発動することができることを公表したとのことである。

・従業員に感染者が出た場合、当局に報告する以外、第三者に感染者に関する情報を開示することは、インド情報技術法 (Information Technology Act, 2000) の個人情報保護に関する規定に違反するので開示してはならない。

タイ (佐々木将平弁護士 : shohei_sasaki@noandt.com)

全体概況 死亡者 38 人、感染者数 : 2,258 人 (4 月 7 日現在)

3 月中旬以降急速に感染が広がっており、1 日あたりの新規感染者数は 100 名前後で推移している。非常事態宣言の発令後も、工場閉鎖や外出禁止等を伴うロックダウンには至っていないが、商業施設 (スーパーマーケット及びテイクアウト向けのレストラン営業を除く。) の閉鎖、県境を越えた移動の中止・延期勧告等の措置がとられており、4 月 3 日以降は夜間外出が原則として禁止されている。また、4 月 4 日から 4 月 18 日まで、国際旅客便のタイへの飛行が一時的に禁止されており、タイ人も含めタイへの渡航は原則不可能な状況となっている。

主な政府発表

- ・首相による非常事態宣言の発令 (3 月 25 日) : 感染の危険のある場所の閉鎖、県境を越えた移動の中止・延期の勧告、買いだめの禁止、集会の禁止、虚偽情報の流布の禁止等が規定されている。
- ・バンコク及び周辺県の商業施設 (スーパーマーケット及びテイクアウト向けのレストラン営業を除く。) における閉鎖命令 (3 月 22 日以降閉鎖) 及びタイ全土における教育機関の休校 (新学期は 7 月 1 日開始予定)
- ・政府による経済対策 : 第一弾として中小企業を対象とする低金利融資等、第二弾としてインフォーマルセクターの労働者に対する現金給付等が公表されている。4 月 7 日には、第三弾として、総額 1.9 兆バーツの救済・景気対策パッケージが閣議決定されている。
- ・不可抗力による失業者に対する補償、社会保険の支払期限の延長、社会保険拠出金引き下げ等の措置 (3 月 24 日閣議決定)
- ・中央銀行による、クレジットカード、消費者向けローン等の債務者救済措置 (3 月 25 日)
- ・源泉徴収税率の一部引き下げ (現行 3% から、4 月 1 日以降 9 月 30 日まで 1.5%、10 月 1 日以降年末まで 2% に引き下げ)
- ・非上場会社の法人税の納付期限の延期 (8 月 31 日まで) 及びそれに伴う BOI 企業の免税申請期限の延期 (7 月 31 日)

渡航情報

- ・非常事態宣言の発令に伴い、3 月 26 日以降、外国人の入国が原則として禁止されている。
- ・例外的に、労働許可証の保有者は健康証明書 (Fit-to-Fly. 搭乗に適した体調であることの証明書) の提示により入国が認められる。従前は陰性証明書及びタイ国内における医療費をカバーする保険が求められていたが、3 月 26 日以降、これらは不要となっている。他方、在タイ日本大使館の情報によれば、就労ビザのみ保有している者 (労働許可証の未取得者) や労働許可証保有者の同伴家族の入国は、原則通り認められていないということである。
- ・4 月 2 日付けの当局の対応策に基づき、日本を含むリスク地域からの渡航者で、バンコク及び近隣地域の居住者に対しては、ホテルや軍施設等の指定施設での隔離が義務付けられることとなっている。自宅での隔離を希望する場合には、陰性証明書の提示が求められる。
- ・タイ国際航空は 5 月 31 日まで国内線及び国際線の全便の運休を決定しており、日系航空会社も日タイ間の国際線を減便している。
- ・4 月 4 日から 4 月 18 日まで、国際旅客便のタイへの飛行が一時的に禁止されており、タイ人も含めタイへの渡

航は原則不可能な状況となっている。これは、4月3日にタイに到着した国際便に搭乗していた乗客が、タイ政府から隔離（指定施設又はホテルでの隔離）を要請され、事前の通知がなかったことを理由として拒否したため、混乱が生じたことを受けて取られた措置である。

その他

- ・バンコク内の BTS、MRT 等の鉄道では、マスクの着用が義務付けられている。
- ・タイの会社は、会計年度終了後 4 か月以内に年次株主総会を開催することが法律上求められているが、管轄当局である商務省から、期限内に開催できなかった場合には、開催後にその旨を文書で報告することを求めるアナウンスが行われた（期限内に開催できないことを事実上容認する趣旨のものであると解される。）。
- ・労働法上、事業を全部又は一部停止する際には、不可抗力に基づく場合には無給で従業員を一時帰休させることができ（ノーワークノーペイの原則）、また、不可抗力以外の場合には通常賃金の 75% の支払が必要となる。したがって、例えば、政府命令に従って閉鎖となったレストランや商業施設においては、他の業務に従事させることのできない従業員に対して無給での一時帰休を命じることができると考えられる。
- ・失業保険についても、新型コロナウイルスの影響に対応するための省令案が承認されている。省令の詳細は現時点では不明であるが、感染病法に基づく政府機関の命令により事業所が閉鎖された場合や、新型コロナウイルスに感染又は感染者と濃厚接触したことにより業務を行うことが禁じられた場合には、社会保険から失業手当が支給されることとなる見込みである。1 日あたりの賃金（社会保険料の計算基礎額と同様月額 15,000 バーツが上限）の 62% が最長 90 日間支給される。

フィリピン（坂下大弁護士 : yutaka_sakashita@noandt.com）

全体概況 死亡者：177 人、感染者数（累計）：3,764 人（4月7日現在）

フィリピンでは、3月17日よりマニラ首都圏を含むルソン全域に「強化されたコミュニティ隔離（enhanced community quarantine）」の措置がとられ、外出禁止やオフィス、商業施設の閉鎖が続いているが（その他地域でも類似の措置あり。）、現時点では 1 日あたり百から数百人規模での感染拡大が続いている。かかる状況を受けて、当初は 4月13日までとされていたルソンにおける上記隔離措置の期間が、4月30日までに延長されることとなった。

主な政府発表

- ・労働雇用省が、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえた柔軟な働き方に関するガイドラインを発表（3月4日）
- ・国内感染の増加を受けて、COVID-19 アラートシステムを Code Red sublevel 1（5段階のうち上から 2 番目）に引き上げ（3月7日）
- ・大統領による公衆衛生上の非常事態宣言（3月9日発表）
- ・大統領によるウイルス対策の追加措置の発表、COVID-19 アラートシステムを最高レベルの Code Red sublevel 2 に引き上げ（3月12日）
- ・大統領府、官房長官によるウイルス対策の追加措置に関するメモランダム（3月14日）
- ・ルソン全域（マニラ首都圏含む。）に「強化されたコミュニティ隔離（enhanced community quarantine）」の措置（3月16日）
- ・大統領による国内全土の災害事態宣言（3月16日）
- ・「強化されたコミュニティ隔離（enhanced community quarantine）」に関するガイドライン（3月18日）
- ・COVID-19 対策法（Bayanihan to Heal As One Act）に大統領が署名（3月24日）。向こう 3 か月間にわたり、大統領に一定の措置をとる権限が付与されている。
- ・「強化されたコミュニティ隔離（enhanced community quarantine）」の期間を 4月30日まで延長（4月7日）

渡航情報

- ・3月22日より、全ての外国人へのビザ発給及びビザ免除措置が停止され、また既発行のビザも無効とすることが発表されている（フィリピン国民の配偶者及び子等の一定の例外を除く。また、既にフィリピンに滞在している外国人のビザは引き続き有効。）。これから外国人がフィリピンに入国することは原則としてできない状況にある。
- ・「強化されたコミュニティ隔離（enhanced community quarantine）」における外出制限により、マニラ首都圏を含むルソン地域からのフィリピン国民の出国は原則として不可。外国人は出国可能。ルソン地域以外の一定の地域にも類似の制約がある。

その他

- ・「強化されたコミュニティ隔離（enhanced community quarantine）」により、ルソン全域（マニラ首都圏含む。）において、以下の内容を含む措置がとられている。
 - (i)原則として自宅からの外出は禁止
 - (ii)生活必需品の調達のための外出は、1家庭につき1人のみ可
 - (iii)生活に必要な一定の事業に従事する者等は外出可能
 - (iv)生活に必要な施設以外は閉鎖。ホテルは追加予約の受付禁止
 - (v)タクシー、バス、MRT/LRT等の全ての公共交通機関は営業禁止
 - (vi)生活に必要な一定の事業を営む会社を除き、雇用主は、従業員に職場への出勤を要求してはならない
- ・上記隔離措置により、マニラ首都圏に拠点を持つ現地企業は急遽在宅勤務態勢へ移行することとなり、また企業活動関連の行政機能がスローダウンするなど（例えば一部の許認可関連の手続きは事実上機能停止している状況である。）、そのオペレーションに大きな影響が生じている。
- ・上記隔離措置の期間は、当初は3月17日から4月13日までとされていたが、4月30日までに延長されている。
- ・ルソン地域以外の一定の地域（セブ州を含む。）においても類似の隔離措置がとられている。
- ・3月12日に、証券取引委員会（SEC）より、遠隔的手法（電話、ビデオ会議等）による株主総会開催に関するガイドラインが策定されている。
- ・2019年の年次報告書、計算書類のSECへの提出期限の延長が認められている（3月12日）。また、一定の条件の下で、これらを電子メールで提出することも認められている（3月26日）。
- ・COVID-19対策法の施行規則により、金融機関等は、上記隔離措置期間中に期限を迎えるローンの支払に30日間の猶予を認めるべき（隔離措置期間が延長される場合には猶予期間も延長される。）とされている。
- ・貿易産業省の回状（memorandum circular）により、住宅や中小企業に対するオフィス、商業施設の貸主は、上記隔離措置期間中に期限を迎える賃料について30日間の支払猶予を認め（複数回期限が到来する場合にはその最後のものから起算）、また隔離措置期間終了後6か月にわたり分割して支払うことを認めるべきとされている。

マレーシア（長谷川良和弁護士：yoshikazu_hasegawa@noandt.com）

全体概況 死亡者：63人、感染者数（累計）：3,963人（4月7日現在）

マレーシアは、引き続きASEANの中で最も感染者数が多い国の一つとなっている。マレーシアでは、3月から感染者数が急速に増加し、4月に入っても直近1週間で約1,200人が新たに感染している。感染拡大を阻止する観点から、伝染病予防管理法及び下位規則に基づいて感染地域での活動が4月14日まで制限されており、マレーシア国民の海外渡航禁止及び外国人のマレーシア入国禁止措置がとられている。4月1日からは、スーパーマーケット等の営業時間や車両の通行時間等についても制限が加わっている。

上記活動制限令により、原則として、感染地域の全ての事業所や崇拜所が閉鎖されている。製造工場に関しては、例外的に、①食品、家庭用品、医薬品、医療機器等の必需品、及び②石化成品、化学品や電子・電気製品等の必需品のサプライチェーンの一部を構成する製品については、国際貿易産業省（MITI）の許可を得て、一定の条件付きで生産や製造の継続が可能とされている。もっとも、例外的な生産又は製造開始を求めて非常に多くの事業者が国際貿易産業省に許可申請を行っており、申請審査の遅延や手続的混乱が生じ、3月25日以降は新規申請受付は締

め切られている。

かかる状況を踏まえ、売買や賃貸借を含め、各種契約における不可抗力条項や後発的履行不能原理 (Doctrine of Frustration) に関する検討、また契約解釈を踏まえて契約相手方との契約交渉等の対応を行う企業も見られる。

主な政府発表

- ・人的資源省が新型コロナウイルスを含む感染症予防対策に係るガイドラインを公表 (2月6日)
- ・首相が3月18日から3月31日までの14日間にわたるマレーシア全土での移動制限令を発表 (3月16日)
- ・国家安全保障委員会が、活動制限命令下で例外的に許可を得て製造又は生産継続可能品目を発表 (3月18日)
- ・首相が活動制限令の対象期間を4月14日まで延長することを発表 (3月25日)

渡航情報

- ・活動制限令の期間中、マレーシア国民による海外渡航の禁止及び外国人によるマレーシアへの入国禁止

その他

- ・現在、4月15日以降の活動制限の扱いに関して議論がなされている。
- ・活動制限令の期間中は学校も休校となる。

ミャンマー (長谷川良和弁護士: yoshikazu_hasegawa@noandt.com)

全体概況 死亡者: 3人、感染者数 (累計): 22人 (4月8日現在)

ミャンマーでは、3月31日に初めて COVID-19 による死亡者が確認された。政府はこれまでも COVID-19 を法定感染症に指定し、感染者が多い地域を順次、入国禁止の対象地域に追加すること等によって水際対策の強化を図ってきた。直近の他国での感染拡大や国内の感染者確認といった状況を踏まえ、3月25日からはミャンマーへ入国する原則全ての外国人に COVID-19 陰性証明書の提示義務と入国後 14 日間の指定施設での隔離措置をとる旨を発表し、また3月29日から4月30日まで外国人について、航空機乗務員等を除き、全ての種類の入国ビザの発給を停止して、感染予防策を強化している。

主な政府発表

- ・COVID-19 を法定感染症に指定 (2月28日通達)
- ・ミャンマーへの渡航者の入国制限措置 (3月15日政府発表)
- ・3月25日からミャンマーへ入国する原則全ての外国人に COVID-19 陰性証明書の提示義務と入国後 14 日間の指定施設での隔離措置 (3月24日政府発表)
- ・3月25日からミャンマーへ入国する全てのミャンマー人に入国後 14 日間の指定施設での隔離措置 (3月24日政府発表)
- ・外国人について、航空機乗務員等を除き、4月30日まで全ての種類の入国ビザの発給を停止 (3月29日政府発表)

渡航情報

- ・外国人について、航空機乗務員等を除き、4月30日まで全ての種類の入国ビザの発給を停止
- ・ヤンゴンから日本行の旅客航空については、今後更に減便となる可能性もあることから、在ヤンゴン日本大使館は、ミャンマーにおける一時的滞りや日本に早期帰国が可能な在留邦人等について早期出国の検討を促している。

本ニュースレターは、各位のご参考のために一般的な情報を簡潔に提供することを目的としたものであり、当事務所の法的アドバイスを構成するものではありません。また見解に亘る部分は執筆者の個人的見解であり当事務所の見解ではありません。一般的な情報としての性質上、法令の条文や出典の引用を意図的に省略している場合があります。個別具体的事案に係る問題については、必ず弁護士にご相談ください。

[執筆者]

**大久保 涼** (弁護士・パートナー)

ryo_okubo@noandt.com

ニューヨーク・オフィス共同代表。2006年にThe University of Chicago Law SchoolにてLL.M.取得。2007年ニューヨーク州弁護士登録。2006年～2008年にRopes & Gray LLP (ボストンオフィス及びニューヨークオフィス) に勤務。2018以降ニューヨーク・オフィス共同代表を務める。主に日米クロスボーダーのプライベート・エクイティ、M&A、買収ファイナンス、証券法、宇宙ビジネスを中心にアドバイスを行っている。

**塩崎 彰久** (弁護士・パートナー)

akihisa_shiozaki@noandt.com

危機管理・不祥事対応チーム。国際的リコール案件、大型会計粉飾事件、増資インサイダー事件、大相撲八百長調査、円LIBOR金利不正操作事件、食品偽装事件、大型製薬調査案件等々国内外の数多くの企業不祥事の解決に携わる。2006年から2007年まで首相官邸勤務。第一東京弁護士会・民暴委員会副委員長。

**福井 信雄** (弁護士・パートナー)

nobuo_fukui@noandt.com

シンガポール・オフィス代表。2010年から3年間インドネシアの現地法律事務所にて執務後、2013年から現在に至るまでシンガポールを拠点に日本企業の東南アジア進出に伴う法務面の支援を行っている。特にインドネシア法務には直近10年間従事し続けており、日本企業と現地企業とのM&A取引や不動産開発プロジェクト等の大型進出案件や、現地子会社の不祥事調査、贈収賄関連のコンプライアンス問題、労務、競争法等の企業法務の分野に関して豊富な経験を有する。

**山本 匡** (弁護士・パートナー)

tadashi_yamamoto@noandt.com

2009年から14年にかけてインドにて勤務(マルチスズキ社・現地法律事務所・日系証券会社)。2014年から17年、長島・大野・常松法律事務所シンガポール・オフィス勤務を経て東京オフィスにて勤務。インドを中心とする新興国案件を中心にアドバイスを行っている。

**川合 正倫** (弁護士・パートナー)

masanori_kawai@noandt.com

長島・大野・常松法律事務所上海オフィス一般代表。2011年中国上海に赴任し、2012年から2014年9月まで中倫律師事務所上海オフィスに勤務。上海赴任前は、主にM&A、株主総会等のコーポレート業務に従事。上海においては、分野を問わず日系企業に関連する法律業務を広く取り扱っている。

**澤山 啓伍** (弁護士・パートナー)

keigo_sawayama@noandt.com

ハノイ・オフィス代表。2011年以来ベトナム・ハノイを拠点として執務しており、ベトナム及び周辺国への日系企業の事業進出や現地企業の買収、インフラ投資案件、既進出企業の現地でのオペレーションに伴う法務(事業拡大のための法令調査、紛争、労務、取引契約レビュー等)を中心にアドバイスを行っている。



佐々木 将平 (弁護士・パートナー)

shohei_sasaki@noandt.com

長島・大野・常松法律事務所パートナー／バンコクオフィス代表。2005年東京大学法学部卒業。2011年 University of Southern California Gould School of Law 卒業 (LL.M.)。日本企業の東南アジアへの進出、現地企業の買収案件及び在タイ日系企業の企業法務全般にわたる支援を行っている。



長谷川 良和 (弁護士・パートナー)

yoshikazu_hasegawa@noandt.com

商社勤務を経て弁護士登録。Allen & Gledhill LLP (シンガポール) 出向を経て、2013年1月からシンガポール・オフィス勤務。シンガポール、マレーシア、ミャンマーをはじめ東南アジアその他アジア地域への進出、M&A、ジョイント・ベンチャー、エネルギー・インフラ案件、危機対応等、企業法務全般にわたり日系企業の支援を行っている。



坂下 大 (弁護士・パートナー)

yutaka_sakashita@noandt.com

2007年に長島・大野・常松法律事務所に入所し、クロスボーダー案件を含む多業種にわたるM&A、事業再生案件等に従事。2015年よりシンガポールを拠点とし、アジア各国におけるM&Aその他種々の企業法務に関するアドバイスを行っている。



アクセル・クールマン Axel Kuhlmann (外国法事務弁護士・外国法パートナー(*))

axel_kuhlmann@noandt.com

ドイツの弁護士資格を有し、コーポレート分野及びM&A分野を中心に取扱う。ドイツ及び欧州市場を中心に、国内企業による海外での企業活動に関する各種アウトバウンド案件、海外企業による国内での企業活動に関する各種インバンド案件のいずれについても、国内及び海外の依頼者に対する豊富な助言実績を有する。また、コーポレート分野及びM&A分野を含む企業法務全般において、ドイツ法に関する幅広い実務経験に基づき実践的なアドバイスを行う。(*) 外国法共同事業を営むものではありません。



大沼 真 (弁護士)

makoto_ohnuma@noandt.com

2010年長島・大野・常松法律事務所入所。M&A・企業組織再編・ジョイント・ベンチャーを中心として、企業法務全般を取り扱う。2016年から2019年にかけてドイツ、オランダ、ロシアの法律事務所にて執務し、欧州地域におけるM&A取引等に関して幅広い経験を有している。ニューヨーク州弁護士・英国ソリシター資格を有する。



ジョン・レイン John Lane (外国法事務弁護士)

john_lane@noandt.com

複雑なクロスボーダー訴訟 (complex cross-border litigation) や、複数の法域にまたがるグローバルな調査と危機管理について豊富な経験を有している。これまで、クライアントの最も重要なガバナンスの問題に関連する依頼を何度も受けており、イギリスの議会委員会 (UK parliamentary committees) への出席のために多数の助言を行ってきた。また、金融サービス、医療、運輸セクターを中心に、様々な業界のクライアントにも助言しており、これまで、複数のアメリカ及びヨーロッパの金融機関に出向している。イングランド銀行においては、総裁 (Governor) に助言する最高顧問 (Chief Legal Adviser) と共に、社内外の様々な法的問題に取り組んだ経験を有している。

丸田 颯人 (弁護士)

hayato_maruta@noandt.com

2019 年長島・大野・常松法律事務所入所。主に、危機管理・企業不祥事対応、コンプライアンス等を取り扱っている。

長島・大野・常松 法律事務所

www.noandt.com

〒100-7036 東京都千代田区丸の内二丁目 7 番 2 号 J P タワー

Tel: 03-6889-7000 (代表) Fax: 03-6889-8000 (代表) Email: info@noandt.com



長島・大野・常松法律事務所は、約 500 名の弁護士が所属する日本有数の総合法律事務所です。東京、ニューヨーク、シンガポール、バンコク、ホーチミン、ハノイ及び上海にオフィスを構えるほか、ジャカルタに現地デスクを設け、北京にも弁護士を派遣しています。企業法務におけるあらゆる分野のリーガル・サービスをワンストップで提供し、国内案件及び国際案件の双方に豊富な経験と実績を有しています。

NO&T Client Alert の配信登録を希望される場合には、<<https://legal-lounge.noandt.com/portal/subscribe.jsp>>よりお申込みください。本ニュースレターに関するお問い合わせ等につきましては、<client-alert@noandt.com>までご連絡ください。なお、配信先としてご登録いただきましたメールアドレスには、長島・大野・常松法律事務所からその他のご案内もお送りする場合がございますので予めご了承くださいませよう願いたします。